別表第二九三二・九五号中「すべて」を「全て」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二九三二・九六	カルボフラン（ＩＳＯ）	四・六％

別表第二九三三・三三号中「ブロマゼパム（ＩＮＮ）」の下に「、カーフェンタニル（ＩＮＮ）」を加え、「フェンタニール」を「フェンタニル」に改め、「プロピラム（ＩＮＮ）」の下に「、レミフェンタニル（ＩＮＮ）」を加え、同号の次に次の四号を加える。

二九三三・三四	その他のフェンタニル及びその誘導体	四・六％
二九三三・三五	三―キヌクリジノール	四・六％
二九三三・三六	四―アニリノ―Ｎ―フェネチルピペリジン（ＡＮＰＰ）	四・六％
二九三三・三七	Ｎ―フェネチル―四―ピペリドン（ＮＰＰ）	四・六％

別表第二九三四・九一号の次に次の一号を加える。

二九三四・九二	その他のフェンタニル及びその誘導体	四・六％

別表第二九三六・二四号中「ビタミンＢ$_3$又は」を削る。

別表第二九・三九項中「エフェドリン類及びその」を「エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの」に改め、同表第二九三九・四四号の次に次の一号を加える。

二九三九・四五	レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（ＩＮＮ）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩	無税

別表第二九三九・七一号を削り、同表第二九三九・七九号の前に次の一号を加える。

二九三九・七二	コカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	無税

別表第三〇類の注１(b)中「喫煙者の」を「ニコチンを含有する」に、「調製品」を「物品」に、「第二一・〇六項及び第三八・二四項」を「第二四・〇四項」に改め、同注１に次のように加える。

(ij)　第三八・二二項の診断用の試薬

別表第三〇類の注３(a)(2)中「すべて」を「全て」に改め、同注４(e)を次のように改める。

(e)　プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかいないかを問わない。）

別表第三〇・〇二項中「⊃　並びに」を「⊃、」に改め、「物品」の下に「並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）」を加え、「

三〇〇二・一九	その他のもの	無税
三〇〇二・二〇	人用のワクチン	無税
三〇〇二・三〇	動物用のワクチン	無税

」を削り、「

三〇〇二・一一	マラリア診断試験キット	無税

」に改める。

別表第三〇〇一・〇一項の表

三〇〇二・四一	人用のワクチン（酵母を除く。）その他これらに類する物品	無税
三〇〇二・四二	動物用のワクチン	無税
三〇〇二・四九	その他のもの	無税
三〇〇二・五一	細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）	無税
三〇〇二・五九	細胞治療製品	無税
	その他のもの	無税

別表第三〇〇六・二〇号を削り、同表第三〇類に次の一号を加える。

三〇〇六・九三	プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）	無税

別表第三二〇四・一七号の次に次の一号を加える。

三二〇四・一八	カロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品	五・三％

別表第三四類の注１(a)中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第三四・〇二項を次のように改める。

三四・〇二	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）	
三四〇二・三一	陰イオン（アニオン）系の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）	
三四〇二・三九	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	六・二％
	その他のもの	六・二％
三四〇二・四一	その他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）	六・二％
三四〇二・四二	陽イオン（カチオン）系のもの	六・二％
三四〇二・四九	非イオン系のもの	六・二％
三四〇二・五〇	その他のもの	六・二％
	調製品（小売用にしたものに限る。）	
三四〇二・九〇	一　調製界面活性剤	六・二％
	二　その他のもの	四・六％
	その他のもの	
	一　調製界面活性剤	六・二％
	二　その他のもの	四・六％

別表第三六・〇三項を次のように改める。

三六・〇三	導火線、導爆線、火管、雷管（電気雷管を含む。）及びイグナイター	
三六〇三・一〇	導火線	六・四％
三六〇三・二〇	導爆線	六・四％
三六〇三・三〇	火管	六・四％
三六〇三・四〇	雷管（電気雷管を除く。）	六・四％
三六〇三・五〇	イグナイター	
	一　政令で定める自動車の部分品の製造に使用するもの	無税
	二　その他のもの	六・四％
三六〇三・六〇	電気雷管	六・四％

別表第三七類の注２中「感光性」の下に「（感熱性を含む。）」を加える。

別表第三八類の注１中(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c)　第二四・〇四項の物品

別表第三八類の注４(a)中「使用済みの電池」を「電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。）」に改め、同注７中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第三八類の号注１中「カプタホール（ＩＳＯ）」の下に「、カルボフラン（ＩＳＯ）」を加え、「、ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル」を削り、「並びにトリブチルすず化合物」を「、トリブチルすず化合物並びにトリクロロフォン（ＩＳＯ）」に改め、「第三